

各 種 作 業 の 安 全 心 得

(平成 21 年 4 月版)

秋田市環境部総合環境センター

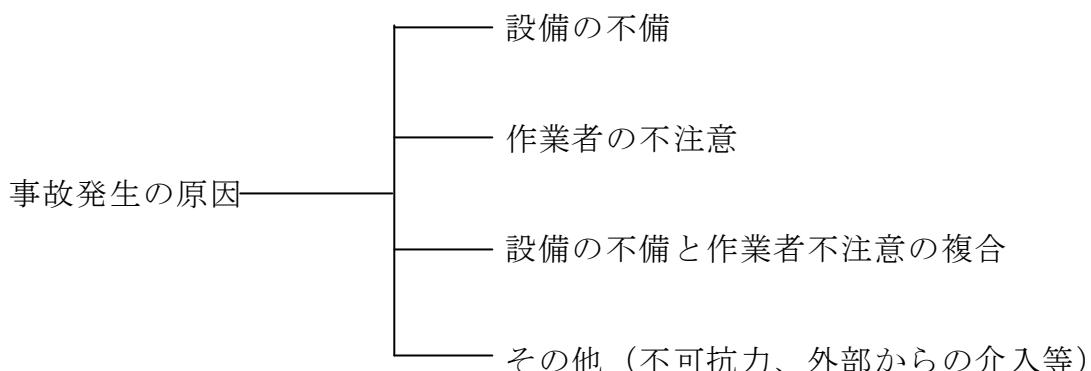
安全衛生委員会

はじめに

職場における安全管理は、災害を未然に防止し職員が安心して意欲的に働く職場環境をつくることが目的である。

事故が生じた場合は作業に影響があるだけでなく、人命にかかわることもある。このことから日常の作業内容を把握するとともに、点検、保守を十分に行い、事故防止に努めなければならない。

事故は設備の不備と作業者の不注意によるもの、そしてこの両面からの複合的なもの等下記のとおりに大別されるが、過去の統計をみると作業者の不注意によるものが圧倒的に多いのが現状である。



以上のことから事故の発生を防止するため、基本的な安全心得が不可欠となっており、今回「各種作業の安全心得」を作成したものである。

なお、この「各種作業の安全心得」は、職場における災害防止のため、最小限度の作業心得を記したものであり、作業の実施にあたり関係法令等を遵守し、安全の確保に努めるようお願いするものである。

平成14年4月1日

秋田市環境部総合環境センター安全衛生委員会

目 次

第 1 全般的作業心得	-----	1
1 服装	-----	1
2 整理、整頓、清潔	-----	1
3 現場全般の把握	-----	1
4 機器点検整備	-----	1
5 作業環境	-----	1
6 共同作業	-----	1
7 重量物の取扱い	-----	2
8 安全標識等	-----	2
9 高所作業（2 m以上）	-----	2
第 2 作業実施心得	-----	2
1 統轄作業責任者	-----	2
2 作業責任者	-----	2
3 作業不適任者	-----	3
4 作業前日の注意事項	-----	3
5 一般心得	-----	3
6 はしごおよび脚立の使用	-----	3
7 記録	-----	3
第 3 電気作業安全心得	-----	4
1 作業前の準備	-----	4
2 作業時の注意事項	-----	4
3 作業終了時の注意事項	-----	5
第 4 機械等による巻き込み防止心得	-----	5
1 安全対策の確認	-----	5
2 点検および作業前の注意	-----	5
3 運転中の機器の点検・修理の注意	-----	5
4 運転開始時の注意	-----	6
第 5 マンホール開閉作業心得	-----	6
1 一般心得	-----	6

2	開閉作業	-----	6
第6	工作機械等の安全心得	-----	7
1	手工具を使用するときの注意	-----	7
2	電動工具を使用するときの注意	-----	7
3	動力電動装置に関する注意	-----	8
4	工作機械全般の注意	-----	8
5	その他の注意	-----	8
第7	クレーンおよび玉掛け作業安全心得		
	クレーン取り扱い作業	-----	8
1	作業開始前の留意事項	-----	8
2	運転時の留意点	-----	9
3	ホイスト式の運転操作上の注意	-----	9
4	作業終了時の留意事項	-----	10
	玉掛け作業	-----	10
1	手順	-----	10
第8	酸素欠乏箇所の安全心得	-----	10
1	作業前の準備	-----	11
2	作業時の注意	-----	11
3	作業終了時	-----	11
4	その他	-----	11
第9	火傷防止心得	-----	12
1	蒸気、温水関係の補修作業（配管、継手、弁、ポンプなど）	-----	12
2	焼却炉、風道、煙道補修作業	-----	12
第10	工業薬品の取扱い心得	-----	12
1	一般的注意	-----	12
2	作業服および防護	-----	12
3	作業上の注意事項	-----	13
4	流出時の処置	-----	13
5	人体に飛散した場合	-----	13

第11 電気溶接安全心得	-----	1 3
1 服装	-----	1 3
2 保護具	-----	1 3
3 電気に関する安全	-----	1 4
4 ヒューム（煙気）による中毒防止	-----	1 4
第12 ガス溶接安全心得	-----	1 4
1 服装、保護具	-----	1 4
2 ガスに関する安全	-----	1 4
第13 ダイオキシン類による健康障害防止対策		
1 焼却炉周辺の作業場の環境評価	-----	1 5
別紙－1 呼吸用保護具の選択	-----	2 3
別紙－2 廃棄物の焼却施設に関する業務に係る特別教育	---	2 4
別紙－3 ごみピットへの転落時の対応マニュアル	-----	2 5

付則

本安全心得は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付則

本安全心得は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

- 1、各項目の委員会名及び事業所名を、環境部御所野事業所から環境部総合環境センターに改称
- 2、酸素欠乏危険作業マニュアル No. 1～3 の 事業所名を、環境部御所野事業所から環境部総合環境センターに改称
- 3、酸素欠乏危険作業マニュアル No. 1～3 の作業手順の救出連絡先内線番号を、337 から 2101 に変更

付則

本安全心得は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

- 1、ごみピットへの転落時の対応マニュアルを追加する。

付則

本安全心得は、平成 20 年 12 月 5 日から施行する。

- 1、ごみピットへの転落時の対応マニュアルを改正する。